5　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Chida Yoichi, Director General of Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement construction of Kinugawa-Bridge in Tohoku Expressway

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 19 April 2023

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 31 July 2023

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese

⑺　Contact point for tender documentation : Ichihara Noboru, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Kanto Regional Head Office, East Nippon Expressway Co., Ltd. 1―11―20 Sakuragi-cho, Omiya-ku, Saitama city, Saitama, 330―0854, Japan TEL : 048―631―0020

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和５年３月28日

国立大学法人東京工業大学

契約担当役　事務局長　湊屋　治夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京工業大学（大岡山）附属科学技術高等学校校舎新営その他工事

⑶　工事場所　東京都目黒区大岡山２―12―１　東京工業大学構内

⑷　工事概要　本工事は、高校校舎２棟（Ａ棟：柱ＳＲＣ梁Ｓ造一部ＲＣ造、地上５階、延べ面積約8,000㎡／Ｂ棟：ＳＲＣ造一部ＲＣ造梁Ｓ造、地上４階、延べ面積約7,000㎡）の新築工事、支障建物３棟（緑が丘１号館：ＲＣ造、地上５階地下１階、延べ面積6,595㎡／緑が丘２号館：ＲＣ造、地上１階、延べ面積1,509㎡／緑が丘ボイラー室：ＲＣ造、地上１階、延べ面積74㎡）の取り壊し工事、周辺外構工事及び正門周辺外構工事である。

なお、本工事に関連する電気設備工事及び機械設備工事は別途発注される予定である。

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和７年11月28日（金）まで。但し、別冊の設計図書に定める正門周辺外構のＡ工区の完成期限は令和６年３月29日（金）とし、指定部分に係る部分引き渡しを行うものとする。また、別冊の設計図書に定める正門周辺外構のＢ工区の完成期限は令和７年３月31日（月）とし、指定部分に係る部分引き渡しを行うものとする。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約10,400㎥／鉄筋　約1,315ｔ／鉄骨（本体鉄骨及び付帯鉄骨）　約1,910ｔ／ガラス　約2,160㎡

⑺　本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。

⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から本工事に係る共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人東京工業大学契約事務取扱細則第10条及び第11条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和５・６年度の文部科学省における建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち，代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体または共同企業体の各構成員は、平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した「ＳＲＣ造、ＲＣ造又はＳ造であって、階数が４以上の校舎、研究施設、庁舎又は事務所において延べ面積6,200㎡以上の新営工事」を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

⑸　工事全般の施工計画に対する技術的所見が適切であること。

⑹　単体及び共同企業体の各構成員にあっては、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者を言う。

・１級建築士

・国土交通大臣特別認定者

②　平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る）。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。

⑺　共同企業体にあっては、次の要件を満たすものであること。

①　すべての構成員が、建設業法上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

②　構成員の数が、２又は３であること。

③　結成方法は、自主結成であること。

④　構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑤　代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑻　申請書、資料及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人東京工業大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。